

# エチオピアの民間企業向け年金基金の変更点

(2022年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

アディスアベバ事務所

ビジネス展開支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ） アデイスアベバ事務所が現地法律事務所 Mesfin Tafesse & Associates に法律の改定内容について作成を委託しました。ジェトロは、利用者の理解を助けるために、エチオピアの情勢などに基づく一般的な解説を補足しています。報告書は 2022 年 3 月 10 日に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Mesfin Tafesse & Associates は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Mesfin Tafesse & Associates が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課  
E-mail：[BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・アデイスアベバ事務所  
E-mail：[EAD@jetro.go.jp](mailto:EAD@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 目次

はじめに.....	1
1. 参照法令.....	1
2. 新年金法のポイント.....	1
3. 新旧年金法の比較.....	3

## エチオピアの民間企業向け年金基金の変更点

### はじめに

エチオピアの人民代表議会（下院）が 2022 年 2 月に民間企業を対象とした年金法改正を可決した。今後、大統領の署名と官報発行を待って施行される。この報告書では、従来の年金法からの変更点に着目し、新法への日系企業の理解を促す目的で作成した。

### 1. 参照法令

- A. 民間組織被雇用者年金法 2011 年 715 号（Private organization Employees' Pension Proclamation）とその修正法 2015 年 908 号
- B. 新年金法（執筆時点で未発効）<sup>1</sup>

### 2. 新年金法のポイント

- 2.1. 新年金法では、所管官庁が変更になったが、組織そのものに大きな変更は見込まれない。現政権は 2021 年の総選挙の結果、政府組織全体の機構改変を進めている。新法を所管する新組織についても、同様のものと考えられる。
- 2.2. 新法が施行される場合、大きな影響を受けるとみられるのは、従来、独自に従業員向け退職準備制度を設けていた企業である。新法の下で年金制度が一本化されることにより、なんらかの移行手続きが必要となるものの、その手続きや手段については新法に規定がない。
- 2.3. 独自に従業員向け退職準備制度を設けていた企業の対応はさまざまで、以降手続きや手段が法令で策定されるまで様子見の企業もあれば、新法の施行を前に積立金を従業員に払い戻す事例や積立金を用いてほかの福利厚生への転換を模索する動きなどがあるという。
- 2.4. 未納時の対応では、従来の銀行口座からの未納分徴収から一步踏み込んだ。新法では、懲罰的に未納期間の銀行利率と別途 5%の付加利率が最大で未納分同等まで課されることになった。罰則を避けるためには、給与支払いから 1 ヶ月以内の納付が必要であり、注意が必要だ。

---

<sup>1</sup> 本報告書の執筆後、法律は 2022 年 3 月 18 日に 2022 年第 1268 号として発効した。

- 2.5. 拠出金の納付と将来の給付には、社会保険登録が必要となり、新法では従来の登録書類に加えて、雇用時の家族情報の提出も求められている。納付・給付の年限管理が厳格化され、登録時の年齢からの変更は認められない。開発途上国では、出生時の環境から本人が出生証明を提示できないことも多い。こうしたことから退職年齢の変更などが発生しやすいが、行政管理コストもかかることから厳格化したものとみられる。

### 3. 新旧年金法の比較

民間企業が対象となる新旧の年金法について、以下のとおり比較する。なお、旧法の条文はすべて 2011 年 715 号による。

No.	比較項目	旧法	新法
1	所管官庁	民間組織社会保険庁（Private Organizations Social Security Agency）	民間組織被雇用者社会保険基金管理局（Private Organization Employees Social Security Fund Administration） （2 条 12 項）
2	適用範囲	民間組織被雇用者。旧法施行前より所属組織が提供していた従業員向け退職準備制度がある場合、これを維持することが可能である（3 条 2 項）。	民間組織被雇用者。旧制度に基づく従業員向け退職準備制度なども新制度への移行が求められる。詳細は、所管官庁が別途、管理局令を定め得る（3 条 2 項）。
3	年金納付期限と未納付の罰則	雇用者側が給与天引きで被雇用者負担分を雇用者負担分と合わせて毎月納付する（11 条 1 項）。納付期限 3 カ月以内に納付を怠った場合、雇用者の銀行口座から強制徴収できる権限がある（同条 6 項）。	旧法同様に給与天引きで雇用者側が被雇用者と雇用者の負担を合算して毎月納付する。納付期限は給与日から 30 日以内。未納分は納付期限終了後から銀行預金利率に加えて毎月 5% の罰則が加算される。ただし、罰則は未納付分を超えない額まで（12 条 4 項）。
4	社会保障登録と認証（ID）番号の取得に必要な書類	民間組織の設置根拠となる各法に基づいた設立文書の写し、被雇用者の採用時の個人情報、雇用証明書（契約書など）のほか、所管官庁が決定する書類（11 条 4 項）。	左記に加えて、採用時の被雇用者の家族情報（4 条 1 項）。
5	拠出金の徴収	所管官庁は拠出金の徴収を他機関に委任し得る（11 条 11 項）。	拠出金の徴収は未納時の利率や罰則を含めて歳入省か、別途法により設置される徴収機関が行う（11 条）。
6	対象年齢	退職年齢は雇用時に登録された年齢を基に計算する（17 条 1 項）。	左記同様。加えて登録後の年齢変更は、いかなる証書をもっても認めない（18 条 2 項）。

7	年金の調整	調整は 5 年ごと。所管官庁の調査に基づき、閣僚評議会が年金の最低月額を調整する権限を持つ（45 条）。	調整は 3 年以内実施。年金基金の状況や生活環境をふまえ、所管官庁執行役員会（Board of Directors）が最低月額を決定し、調整する権限を持つ（45 条）。
---	-------	--	--